

# 令和元年度第4回 西宮市都市計画審議会

【令和元年12月25日（水）午前10時から11時21分】

議 題	内 容
議案第1号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更(西宮市決定) について【再付議】 (下山口西ノ久保2生産緑地地区ほか18地区)
審議結果	本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。
主な質問等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>買取申出に対して、市はこれまで対応してこなかったが、そのことについてどのように考えているのか。</u>  <b>【当局回答】</b>                これまで財源確保等の課題もあり、具体的な対応ができていなかったが、既に関係部局間での協議に着手しており、生産緑地の2022年問題に間に合うよう、買取申出に対する市の具体的な対応策について検討していく。             </li> <li>○ <u>今回の生産緑地地区の廃止理由として、法制度上の問題だけではなく、公園等の配置などまちづくりの観点における説明も必要ではないか。</u>  <b>【当局回答】</b>                現段階ではまだ整理ができていないが、買取申出に対する対応策の検討においては、地域における緑のオープンスペースの充足状況等を勘案したうえで、買収の必要性について判断することになるので、今後、対応していきたい。             </li> <li>○ <u>生産緑地地区(松山町：計画図14)は武庫川新駅の計画地の直近であり、駅前広場等の整備に必要な用地ではないのか。</u>  <b>【当局回答】</b>                武庫川新駅は、武庫川の橋上に駅を設置し、本市と尼崎市の両側に入口を設置する計画であるが、まだ尼崎市の合意が得られておらず、新駅整備自体が確定事項ではないことや、具体的な整備計画の検討できていないことから、先行的な買収は困難である。                なお、新駅の利用者は沿線北側に多いと想定しており、公共施             </li> </ul>

	<p>設整備の観点からも、駅前広場等の周辺整備を計画する場合は駅北側となる可能性が高く、沿線南側にある当該地の確保が必ずしも必要とは考えていない。</p>
議案第2号	<p>阪神間都市計画地区計画の決定(西宮市決定)について【付議】 (苦楽園五番町くすのき台地区地区計画)</p>
審議結果	<p>今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。</p>
主な質問等	<p>○ <u>地区施設の整備方針で示されている道路とは公道のことか。美装化された舗装が一部整備されているが、周辺の地区と差が生じてしまうが良いのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>道路は開発当初に整備され、移管された公道のことを示している。議案第3号で示すとおり景観重点地区は、主に宅地側において建築物等の形態意匠等の制限を行い景観の維持・形成を図る地区であることから、道路についても現在の美装化された状態を維持していくことは妥当だと判断している。</p>
議案第3号	<p>西宮市景観計画の変更について【諮問】 (苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区指定)</p>
審議結果	<p>審議の結果、本案を適切であると認める。</p>
主な質問等	<p>○ <u>第2回目のアンケートで無回答者の意見を集約したのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>無回答者に対して、個別に働きかけたが回答をいただけなかった。</p> <p>○ <u>地区外地権者は何名いるのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>2名である。</p> <p>○ <u>既存不適格はどの程度あるのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>建築物の色彩で1件、擁壁のはね出しで2件、間口緑視率で3割程度となっている。</p>